



スパークス・アセット・マネジメントがビットアイル<3811>株式の 大量保有報告書を提出



ビットアイル<3811>について、スパークス・アセット・マネジメントが11月6日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「投資一任契約」及び「投資信託委託契約」に基づく純投資によるもの。

報告書によると、スパークス・アセット・マネジメントのビットアイル株式保有比率は、5.17%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2013年10月31日。